

埼玉西部環境保全組合施設整備基金条例

(設置)

第1条 埼玉西部環境保全組合が設置する施設の建設、改修、増設その他の整備の財源に充てるため、埼玉西部環境保全組合施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、電力エネルギー売払収入として収入が見込まれる金額の範囲内で、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(埼玉西部環境保全組合高倉クリーンセンター次期更新施設建設基金条例の廃止)

- 2 埼玉西部環境保全組合高倉クリーンセンター次期更新施設建設基金条例（平成19年条例第5号）は、廃止する。

(基金の引継ぎ)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の埼玉西部環境保全組合高倉クリーンセンター次期更新施設建設基金条例の規定により設置された基金に属していた現金（預金等を含む。以下同じ。）は、第2条の規定にかかわらず、この条例の規定により設置される基金に属する現金とする。